

## **第4章 総務省方式改訂モデルによる財務書類 の作成要領**

## 一般的事項

### 1 公会計の段階的整備

#### (1) 総務省方式改訂モデルの特徴

- ア 財務書類作成事務の負荷を考慮して、公有財産の状況や発生主義による取引情報を、当面の間、公有財産台帳や個々の複式記帳によらず既存の決算統計情報等を活用して作成することを認めたモデルである。その結果、早期の財務情報の開示と、公有財産の整備財源情報など有用な情報開示が可能となる。
- イ 公有財産台帳や未収金・貸付金の評価情報などの段階的かつ計画的な整備により、より精緻な財務情報の作成・公表へ向けて進化することをあらかじめ意図したモデルである。

#### (2) 公共資産情報の段階的整備

##### ア 基本的考え方

まずは売却可能資産に関する台帳を整備して売却可能価額による評価を行い、その後、順次範囲を広げていくことができる。

##### 【資産の適切な管理】

- ・ 資産台帳の整備に関しては、段階的に整備することとなるが、スケジュールをしっかりと持つことが重要である。また、財務書類の作成にあたっては、財政担当や管財担当だけが関わるのではなく、全庁的な取り組みにしていくことが重要である。

固定資産台帳の雛形は、総務省発行の「新地方公会計制度実務研究会報告書」第2部 基準モデルに基づく財務書類作成要領 別表A5-3(91ページ)参照

##### 【段階的資産情報の整備スケジュール】

平成19～20年度：売却可能資産の洗い出し・台帳整備及び評価

平成20～21年度：売却可能資産以外の土地の台帳整備及び評価

平成21年度以降(段階的に)：建物・構築物・物品・インフラ資産等の台帳整備及び評価

##### イ 段階的整備の処理概要

- a 売却可能資産を新たに認識し、当該資産が有形固定資産勘定に計上されている場合には、有形固定資産から売却可能資産に振り替える。

貸借対照表価額と売却可能価額とに差が発生した場合、その差額を資産評価差額勘定に計上

- b 売却可能資産の取得価額が不明な場合、段階的整備時の売却可能価額をもって有形固定資産に計上されていたとみなして処理する。

- c 有形固定資産台帳の整備を段階的に行っている旨を注記し、段階的整備の状況を附属明細書で明示する。

ウ 段階的に整備された資産台帳の貸借対照表への反映方法

- a 資産価額を決算統計上の金額から再調達価額等へ置き換えた場合、決算統計で積み上げた財源内訳を修正せず、差額は「資産評価差額」に計上する。
- b 段階的整備の中で一部の個別資産に係る財源内訳が正確に把握できた場合、固定資産台帳上はそのとおりの財源を記録するが、他のすべての資産の財源内訳が判明するまでは、貸借対照表上は資産評価差額以外の資産形成財源を修正しない。

(3) その他の資産情報の段階的整備

ア 投資及び出資金、貸付金等

現物確認等を改めて実施、台帳の数量及び金額との一致を確かめるなど台帳整備を厳格に行うとともに、附属明細書においてその内訳を明示する。

イ 未収金（回収不能額）

a 原則

債務者ごとの対応が効率的かつ効果的。なお、個人情報管理には留意する必要があるものの、財務書類の作成に必要な情報のみを集約することは差し支えないものと考えられている。

b 簡便手法

当分の間、債務者ごとの回収可能性を判断することに代えて、「地方税」、「保険料」などの項目別に過去5年間の平均回収率などを用いて回収可能額を算定することもできる。ただし、この場合は、段階的に精緻化していくべきである。

## 2 適用初年度の取扱い

(1) 原則

総務省方式改訂モデルの適用初年度においては、前年度の貸借対照表を作成し、期首純資産残高を算定する。

(2) 例外

既に前年度の貸借対照表を現行総務省方式で作成しており、総務省方式改訂モデルを適用して作成する貸借対照表との相違が重要でない場合は、耐用年数の変更による有形固定資産残高、国県支出金残高の修正を除き、既に作成している貸借対照表の数値をもって期首純資産残高を算定しても差し支えない。

## 普通会計に係る財務書類の作成要領

各財務書類の作成要領は次ページ以降に示す。

「新地方公会計制度実務研究会報告書」(平成19年10月17日)の「第3部 総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領」の内容を見やすく編集し、かつ、一部補足を加えた構成としている。

なお、財務書類の作成にあたっては、国のWG(地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ)において作成(平成20年度中に配布予定)した作業用ワークシートを活用するとともに、資産評価実務手引、連結財務書類作成実務手引、Q&Aなどを参照するものとする。

1 貸借対照表

大項目 資産の部

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
1 公共資産	(1)有形固定資産	<p><b>&lt;基本&gt;</b> 有形固定資産は、公有財産のうち不動産、動産等をいい、原則として基準モデル固定資産評価要領を参考として算定された再調達価額をもって計上</p> <p><b>&lt;簡易手法&gt;</b> 当面の間、取得原価を基礎として算定した価額をもって計上することができる。</p> <p><b>&lt;その他&gt;</b> ◆S43年度以前の取得資産のうち<b>重要なもの</b>は、再調達価額をもって有形固定資産に計上</p>	<p>◆「貸借対照表」の様式は、第5章 様式・資料等 I. 各財務書類雛形 1-1を参照</p> <p>◆取得原価を基礎として算定する方法として、S44年度からN年度までの普通建設事業費の累計額とすることができる。(従来の総務省方式による算出表(第5章 様式・資料等 I. 各財務書類雛形 8. (参考)現行総務省方式有形固定資産集計表を参照)を活用)</p> <p>←「重要なもの」とは、一律に示すことは困難であり、基本的に金額(各団体での判断が必要)により判断することとなる。(Q &amp; A問64)</p> <p>(例及びWGでの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域内の一定面積以上の土地から調査を開始する。</li> <li>・土地については一定規模(500㎡)以上のものを計上する。</li> <li>・建物については耐用年数の状況も考慮して計上する。</li> <li>・いずれも台帳整備が遅れている場合の段階的整備であり、最終的には全ての資産台帳を整備することが目標。</li> </ul> <p><b>【松阪市(モデル団体)案】</b> 公有財産台帳は整備済であることから、昭和43年以前の建物に係る資産については全て有形固定資産に計上することができる。ただし、土地については、建物の底地は建物と同時期に購入したと仮定して数値を計上する。 (ルール化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐用年数が40年以下のものは対象外(平成19年度で決算統計作成から39年経過)</li> <li>・道路、橋りょう、河川、砂防、街路は把握可能であれば対象</li> <li>・耐用年数が経過した建物の底地は把握が難しいため対象外</li> <li>・建物については、保険デフレーターを使用し再調達価格を算出し減価償却する</li> <li>・土地については、仮評価を実施することなどを検討中</li> </ul>

1 貸借対照表

大項目 資産の部

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等																
		<p>◆PFI等による資産(債務負担行為の残があるものに限る)は、物件の有無に関わらず、N+1年度以降の支出予定額を含めて資産計上。減価償却は引き渡しを受けた翌年度から行う。</p> <p>◆重要な除売却資産がある場合、減価償却考慮後の金額を公共資産及び純資産の部の公共資産等整備一般財源等から控除</p> <p>◆決算統計上の区分と貸借対照表の科目との対応関係は、右表のとおり</p> <p>◆減価償却計算の方法</p> <p>①残存価額0(ゼロ)の定額法とする。</p> <p>②耐用年数は表2のとおり(次ページ)</p> <p>③当該固定資産取得又は普通建設事業費支出の翌年後から開始</p> <p>④事業費支弁人件費は資産計上額に含めない。その財源としての国県補助金等についても純資産の部の公共資産等整備国県補助金等に計上しない。</p> <p>※④は総務省方式改訂モデル適用初年度分から採用</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">決算統計上の区分</th> <th style="width: 50%;">貸借対照表の科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務費、その他</td> <td>総務</td> </tr> <tr> <td>民生費</td> <td>福祉</td> </tr> <tr> <td>衛生費</td> <td>環境衛生</td> </tr> <tr> <td>農林水産業費、労働費、商工費</td> <td>産業振興</td> </tr> <tr> <td>土木費</td> <td>生活インフラ・国土保全</td> </tr> <tr> <td>消防費</td> <td>消防</td> </tr> <tr> <td>教育費</td> <td>教育</td> </tr> </tbody> </table>	決算統計上の区分	貸借対照表の科目	総務費、その他	総務	民生費	福祉	衛生費	環境衛生	農林水産業費、労働費、商工費	産業振興	土木費	生活インフラ・国土保全	消防費	消防	教育費	教育
決算統計上の区分	貸借対照表の科目																		
総務費、その他	総務																		
民生費	福祉																		
衛生費	環境衛生																		
農林水産業費、労働費、商工費	産業振興																		
土木費	生活インフラ・国土保全																		
消防費	消防																		
教育費	教育																		

【表2】 耐用年数表

決算統計上の区分	耐用年数	(参考) 現行総務省方式	決算統計上の区分	耐用年数	(参考) 現行総務省方式
総務費			土木費		
庁舎等	50	→	道路	48	15
その他	25	→	橋りょう	60	→
民生費			河川	49	50
保育所	30	→	砂防	50	→
その他	25	→	海岸保全	30	50
衛生費	25	→	港湾	49	50
労働費	25	→	都市計画		
農林水産業費			街路	48	15
造林	25	→	都市下水道	20	→
林道	48	15	区画整理	40	→
治山	30	→	公園	40	→
砂防	50	→	その他	25	→
漁港	50	→	住宅	40	→
農業農村整備	20	→	空港	25	→
海岸保全	30	50	その他	25	→
その他	25	→	消防費		
商工費	25	→	庁舎	50	→
			その他	10	→
			教育費	50	→
			その他	25	→

※ 林道・道路・街路について、道路改良、橋りょう整備、舗装整備を区分できる場合は、道路改良部分を「60年」、橋りょう整備部分を「48年」、舗装整備部分を「10年」とすることができる。

※ (参考)現行総務省方式の欄中「→」とあるのは、耐用年数が変更ないことを示す。

1 貸借対照表

大項目 資産の部

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等												
1 公共資産	(2) 売却可能資産	<p><b>&lt;基本&gt;</b>                      ◆売却可能資産は、「売却可能価額」で評価し、有形固定資産から売却可能資産に振替                      ◆有形固定資産として貸借対照表に計上されていた金額と売却可能価額との差額は、純資産の部の資産評価差額に計上</p> <p><b>&lt;売却可能価額の算定&gt;</b>                      鑑定評価、固定資産税評価等、各地方公共団体や資産の状況に応じて最も合理的な方法を用いる。</p> <p><b>&lt;売却可能資産の範囲&gt;</b>                      ◆現に公用もしくは公共用に供されていないすべての公共資産                      ◆ただし、簡便的に、普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産のみを対象とすることができる(山林を除く)。</p> <p><b>&lt;その他&gt;</b>                      ◆売却可能資産は、減価償却を行わない。                      ◆売却可能資産は、毎年度末に評価替えを行う。ただし、固定資産税評価を評価の基礎とする場合で、評価の時点修正を行わない年については、建物の減価償却額相当分のみを評価額から減少することができる。                      ◆「売却可能資産の範囲」と「売却可能価額の算定方法(路線価や資産税評価額等を基礎とした場合は、その基準日を含む)」は注記する。</p>	<p>◆表3(次ページ)を参照                      ◆有形固定資産からの控除の考え方</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">控除する価額</th> </tr> <tr> <th>取得価額の把握</th> <th>把握可能</th> <th>把握不可能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>取得価額</td> <td>資産評価額</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td colspan="2">資産評価額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 建物については、普通財産として該当する物件は少なく、あっても耐用年数が過ぎている場合が多く、レアケースと思われる。                      ◆必要に応じて「売却可能資産算出額集計表(例)」(第5章様式・資料等 II. 資料 1. 売却可能資産算出額集計表(例))を活用</p> <p>◆S43年度以前の取得資産を計上する場合の取扱い                      ・売却可能価額全額を純資産の「資産評価差額」に計上                      ・個別の取得価額調査で判明する場合や取得価額が合理的に算定できる場合には、取得価額相当額を「公共資産等整備一般財源等」に計上し、売却可能価額と取得価額との差額を「資産評価差額」に計上することも可とする。</p> <p>◆事業用資産等の評価との相違点                      売却可能資産の評価はその意義から個々の資産の実態を反映しうる評価方法が望ましい。また、事業用資産の土地は原則として3年毎に再評価するが、売却可能資産は毎年度評価替えを行うこととしている。</p> <p>◆「売却可能資産の範囲」とは、売却可能資産として計上した資産の範囲(一定面積以上の公有財産を対象としている場合など)、また、「売却可能価額の算定方法」とは、資産の種類ごとに基準とした評価方法など具体的な評価額の算定方法がわかる内容を附属明細書の売却可能資産明細書の表外に注記する。</p>	控除する価額			取得価額の把握	把握可能	把握不可能	土地	取得価額	資産評価額	建物	資産評価額	
控除する価額															
取得価額の把握	把握可能	把握不可能													
土地	取得価額	資産評価額													
建物	資産評価額														

**【表3】売却可能資産の洗い出し及び評価手法等（まとめ）**

項目	基本的考え方等（検討結果）	松阪市（モデル団体）の考え方・算定方法等
売却可能資産の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>●原則として、現に公用もしくは公共用に供されていない（一時的に賃貸している場合を含む）すべての公共資産</li> <li>●ただし、簡便的に普通財産及び用途廃止することが予定されている行政財産のみを対象とすることができる。（山林を除くことができる。）</li> <li>●作業開始当初は、普通財産（対象物件が多い場合は、地目等の種類によりさらに範囲を限定することも可）のみを対象とし、整備の進捗状況に応じて、段階的に対象範囲を広げていくこともできる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国の報告書を基本としつつも、公表される数値の結果としての意味を勘案するとともに、事務の効率化を図る観点から、当分の間は、普通財産（山林を除く。）のうち、貸付土地でなく、公用もしくは公共用に供される予定のないもので、売却が可能なるものを範囲とする。なお、用途廃止することが予定されている行政財産については、速やかに用途廃止をし、普通財産に変えるので、松阪市では存在しない。</li> </ul>
洗い出しの方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●可能な限り、対象資産のすべてを洗い出す。</li> <li>●開始貸借対照表策定時までにはすべての対象資産を洗い出すことが困難な場合は、優先順位（規模、地目の別等）をつけて段階的に洗い出すこともできるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全ての公有財産について、一筆、一棟ずつ把握をし、公有財産一覧整備を行い、行政財産、普通財産を把握する。（松阪市整備済）公有財産一覧については、決算書の財産調書の数値と一致する。</li> <li>●全ての普通財産を対象とし洗い出しを行う。</li> <li>●全ての普通財産を洗い出したうえで、更に区分を作り、普通財産を分類し、売却可能資産を抜き出す。</li> <li>●売却可能資産として上記方法で抜き出した場合、件数としては多くないので、一件ごと整理が可能。</li> <li>●洗い出しの順序としては重要な物件から行う。</li> <li>●基本的に図上による洗い出しを行うが、重要な物件で、登記簿等と現状の乖離が大きいと判断される場合は、必要に応じて現場確認も行う。</li> </ul>
固定資産台帳の整備の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●売却可能資産の対象物件については、すべて台帳に掲載するものとする。</li> <li>●台帳整備については、売却可能資産の洗い出しの過程で段階的に行うこともできるものとする。</li> <li>●売却可能資産以外の有形固定資産の台帳整備については、各団体の取組状況に応じて、段階的に進めていくものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●売却可能資産の対象物件については、すべて台帳に掲載するものとする。</li> <li>●土地、建物については、台帳整備済のため、再調達価格について、売却可能資産と同様、評価金額を入れることで完成させるものとする。</li> <li>【今後の課題（土地、建物以外）】</li> <li>●構築物等については、工作物として位置づけられているものをどのように洗い出すか、どのように区分していくかが未検討であるため、まずは工作物の位置づけ、概念を明確にし、洗い出す作業を検討する。</li> <li>●物品等については、システムにより備品台帳整備済。備品の購入、処分が発生した場合についても、システム上吸い上げてはいないが、事実発生した段階で備品台帳上の登録、削除を行うことで台帳を最新の状態にしている。</li> <li>●以上の現状を踏まえ、未整備の構築物等について、考え方を整理し、洗い出しをすすめ、総務省方式改定モデルの段階的整備に準じてなるべく早期に有形固定資産の台帳整備を完了したい。</li> </ul>

項目	基本的考え方等（検討結果）	松阪市（モデル団体）の考え方・算定方法等
評価手法（土地）	<p>●各団体における取組状況や対象物件の件数の多寡等の状況により路線価又は固定資産税評価額で算定するものとする。</p> <p>●土地の面積（規模）・形態に応じて、算定方法を変えることができるものとする。（例：規模の大きいものは路線価、それ以外は固定資産税評価額）</p> <p>【算定例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線価（規模の大きいものを想定）  固定資産税の路線価÷0.7×当該土地の面積  ※地域の状況により市街地宅地評価法又はその他宅地評価法を活用</li> <li>・固定資産税評価額（宅地の場合）  (宅地の総評価額/宅地の評価総地積)÷0.7×対象面積  ※同一地目・同一地区の別で算定（1筆ごとの評価はしない。）</li> </ul>	<p>●資産税課の保有する鑑定評価ポイントより基準価格（大字単位で集計し平均単価を算出）を作成し、その単価を面積に乗じる。</p> <p>【算定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売却可能資産として拾い出す資産については、件数が少ないため、1筆1区画ごとに仮評価を実施して売却可能価格を算出する。</li> <li>●中心地以外の評価は平均単価の算出方法よりかなり低いと考えられるので、平均価格を乗じることにより、実際の時価との乖離が大きいと判断されるものがある場合は、別途検討する。（売却可能資産に絞った場合は、件数が少ないので、一筆ずつの評価も可能だが、全ての財産について評価を行う場合については、どうしても上記算定方法に頼らざるを得ない）</li> </ul>
評価手法（建物）	<p>●全般的に基準モデルの算定方法によるものとする。</p> <p>●建築価格が判明しているものと判明していないものに分類</p> <p>【算定例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築価格が判明しているもの  (建築価格×デフレータ)－減価償却累計額  ※デフレータは（社）全国市有物件災害共済会の算定による。【「第5章 様式・資料 II. 資料 2. デフレータ一覧表」を参照】</li> <li>・建築価格が不明なもの  (対象物件の延床面積×建物構造別・用途別単価)－減価償却累計額  ※建物構造別・用途別単価は（社）全国市有物件災害共済会の算定による。【「第5章 様式・資料 II. 資料 2. デフレータ一覧表」を参照】</li> </ul>	●同左

1 貸借対照表

大項目 資産の部

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
2 投資等	(1)投資及び出資金 ①投資及び出資金	<p><b>&lt;基本&gt;</b> N年度末残高を計上</p> <p><b>&lt;計上の際の注意点&gt;</b></p> <p>◆<b>市場価格のあるもの</b> N年度末の時価で評価し、時価と取得価額との差額を純資産の部の資産評価差額に計上 【N年度末の時価が取得原価に比して著しく下落した場合】 ・差額を純資産変動計算書の臨時損益項目に「投資損失」の科目をもって計上 ・N年度末以降の財務書類作成においてはN年度末の時価を取得原価とする。</p> <p>◆<b>市場価格のないもの</b> ・連結対象団体以外に対する投資及び出資金について、実質価額が著しく低下した場合は実質価額と取得原価との差額を純資産変動計算書の臨時損益項目に「投資損失」の科目をもって計上 ・N年度末以降の財務書類作成においてはN年度末の実質価額を取得原価とする。</p> <p><b>&lt;その他&gt;</b> 他会計に対する負担金、補助金として処理されているもので、他会計において資本金等として計上しているものは、投資及び出資金</p>	<p>◆N年度末残高・・・決算統計30表16行11列 ※ 出えん金も含む。</p> <p>◆「著しく下落」・・・時価が取得原価に比して30%以上下落</p> <p>◆<b>実質価額＝</b> (当該会計もしくは法人の資産合計額－負債合計額)× 当該団体の出資割合 ※ マイナスの場合は0(ゼロ)とする。 ※ 資産・負債の算定では、連結用の修正・組替が必要</p>



1 貸借対照表

大項目 資産の部

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
2 投資等	(3)基金等	<p><b>&lt;基本&gt;</b>            各基金の計上方法は以下のとおり</p> <p>①退職手当目的基金            特定目的基金のうち、退職手当の支給に備えて積み立てている基金のN年度末残高を計上</p> <p>②その他特定目的基金            N年度末残高－退職手当目的基金残高</p> <p>③土地開発基金            N年度末残高</p> <p>④その他定額運用基金            N年度末残高</p> <p>⑤退職手当組合積立金            ・退職手当組合が保有するN年度末の資産(基金等)について、加入団体ごとの持分相当額を計上            「持分相当額」＝累積負担金残額＋積立金運用益相当額の各加入団体按分額</p> <p>※按分は各加入団体の累積負担金残額に応じて算定            ※持分相当額がマイナスの場合 → 退職手当積立金は計上せず、マイナス額の絶対額を負債の部の「退職手当引当金」に加算</p> <p><b>&lt;その他注意事項&gt;</b></p> <p>◆基金に含まれる土地            既に事業の用に供されているもの(見込みがあるものも含む)以外の土地については、売却可能資産と同様に売却可能価額で評価し、売却可能価額と帳簿価額との差額は、純資産の部の資産評価差額勘定に計上</p> <p>◆基金に含まれる有価証券            市場価格のある有価証券については時価で評価し、時価と取得原価との差額を資産評価差額に計上。ただし、満期まで所有する意図をもって保有する債権については取得価額で評価できる。</p> <p>◆普通会計内の会計に対する貸付金            これが基金残高に含まれている場合はその金額を控除</p>	<p>◆N年度末残高・・・決算統計29表06行3列</p> <p>◆N年度末残高・・・決算統計29表06行5列</p> <p>◆N年度末残高・・・決算統計29表06行6列</p> <p>◆累積負担金残額＝各加入団体の負担金累積額            －退職金支給累積額</p> <p>◆積立金運用益相当額＝組合のN年度末積立金残高            ＋N年度末歳入歳出差引額－全団体の累積負担金残額</p>

1 貸借対照表

大項目 資産の部

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
2 投資等	(4)長期延滞債権	<p><b>&lt;基本&gt;</b> 収入未済額のうち、当初調定年度がN-1年度以前のを計上</p> <p><b>&lt;その他注意事項&gt;</b> 上記に該当する収入未済額の債務者に対する債権がその他にも存在する(貸付金や未収金にも計上されている)場合、当該債務者に対するすべての債権を長期延滞債権勘定に振り替えるものとする</p>	<p>(WGでの検討結果等) ◆すべての滞納事案を歳入科目を越えて名寄せすることは、電算システムの問題や個人情報の問題で難しい。 ◆このため、検討部会において明確な定義を定めるのは難しい。 ◆現段階で名寄せできる範囲又は一定金額以上の債権を対象することも各団体の判断でよいのではないかと。</p> <p><b>【松阪市(モデル団体)案】</b> 住民税、固定資産税、国保税、保育料、住新貸付金などについて、滞納繰越分(現年未収金を除く)を対象とする。</p> <p>◆計上方法は注記する。 ◆回収可能性の判断は、個々の債務者の実状に応じて判断すべきものであり、一律に算定方法を示すのは困難。 ◆当分の間、地方税、保険料といった種別ごとに過去(5年程度)の徴収率等を用いて算定することも可とする。ただし、この場合、段階的に債務者ごとに、判定できるように移行していくこと。</p> <p>◆算定例 ・1債務者当たり100万円以上…個別に算定 ・1債務者当たり100万円未満 N年度末貸付金残高(100万円未満のものに限る)×不納欠損率 ※不納欠損率=(不納欠損額÷貸付金残高)の過去5年平均値</p> <p>(その他の算定例) 当初の調定後一定年数(3~5年程度)以上が経過しているものは、例えば一律50%と評価する。</p>
	(5)回収不能見込額	<p><b>&lt;基本&gt;</b> 貸付金及び長期延滞債権のうち、回収不能となることが見込まれる金額を計上</p> <p><b>&lt;債権の種別ごとの算定方法&gt;</b> ①貸付金 ◆地方道路公社・土地開発公社 ・実際に解散を予定している場合は、そのベースで回収不能見込額を算定 ・解散を予定していない場合は、算定不要 ◆地方住宅供給公社・第三セクター等 ・解散を予定していない場合でも、基準日における資産の時価の総額等に基づき回収不能見込額を算定 ◆減免制度のある貸付金 ・規則や要綱に基づく減免額、過去の減免実績等の合理的な基準により算定 ◆その他(私人や民間企業に対するもの等) ・同種の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の不能実績率等合理的な基準により算定</p>	

1 貸借対照表

大項目 資産の部

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
		<p>②長期延滞債権</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆個別算定 1件当たり100万円以上 → 個別に回収可能性を判断し、算定</li> <li>◆一括算定 1件当たり100万円未満 → 過去の実績率で一括して算定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆消滅時効の到来、債務者の居所不明 → 全額不能額</li> <li>◆過去5年間の不納欠損額 ÷ (滞納繰越収入額 + 不納欠損額) の5年平均値</li> </ul> <p>(WGでの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定額(50万円)以上は個別判断、一定額未満は収納見込率で算出する。</li> <li>・100万円以上のものについては過去5年分の滞納状況で判断する。</li> </ul> <p>【松阪市(モデル団体)案】 1件ごとの把握が難しいが、公表数値には根拠が必要であることから、税担当課で把握している執行停止滞納額をベースに回収不能見込額を算定することを検討中。</p>

1 貸借対照表

大項目 資産の部

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
3 流動資産	(1)現金・預金	<p><b>&lt;基本&gt;</b> 各基金の計上方法は以下のとおり</p> <p>①財政調整基金 N年度末残高を計上</p> <p>②減債基金 N年度末残高を計上 ※地方債の満期一括償還の財源に充てるため減債基金を積み立て、その額がN年度末残高から控除されている場合は、その額を加算</p> <p>③歳計現金 N年度歳入歳出差引を計上 ※△の場合は、0(ゼロ)とする。</p> <p>④歳計外現金 重要な歳計外現金残高がある場合、これを歳計外現金の科目を付して計上</p>	<p>◆N年度末残高・・・決算統計29表06行1列</p> <p>◆N年度末残高・・・決算統計29表06行2列</p> <p>◆N年度歳入歳出差引・・・決算統計02表01行3列</p>
	(2)未収金	<p><b>&lt;基本&gt;</b> 各項目の計上方法は以下のとおり</p> <p>①地方税 N年度歳入歳出決算書の地方税収入未済額から長期延滞債権振替額を控除した額</p> <p>②その他 N年度歳入歳出決算書の収入未済額のうち、地方税、国庫支出金、県支出金、地方債を除く合計額から長期延滞債権振替額を除いた額</p>	<p>◆基本的には、N年度調定分の未収金をそのまま計上 ※例外として、N年度調定分でも特定の滞納繰越債務者として長期延滞債権に振り替えた場合、この分は控除</p>

1 貸借対照表

大項目 資産の部

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
	(3)回収不能見込額	<p>&lt;基本&gt; 未収金のうち、回収不能となることが見込まれる金額を計上</p> <p>&lt;簡便手法&gt; 債権全体又は同種の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の回収不能実績率等合理的な基準により算定</p>	<p>◆算定方法は注記する。</p> <p>◆過去5年間の不納欠損額÷(滞納繰越収入額+不納欠損額)の5年平均値</p> <p>(WGでの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定額(50万円)以上は個別判断、一定額未満は不納欠損実績率で算出する。</li> <li>・100万円以上のものについては過去5年分の滞納状況で判断する。</li> </ul> <p>【松阪市(モデル団体)案】 実務研究会報告書の段落302を参考に、過去5年間の不納欠損額÷(滞納繰越収入額+不納欠損額)の平均値を用いた算定を検討中。</p>



1 貸借対照表

大項目 負債の部

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
1 固定負債	(3)退職手当引当金	<p><b>&lt;基本&gt;</b>                      ◆N年度末に全職員(特別職を含み、N年度末退職者を除く)が普通退職した場合の退職手当支給見込額から翌年度支払い予定退職手当の額を控除した額                      ◆原則として1人ごとの積み上げ方式により算定することとするが、推計値によることができる。</p> <p><b>&lt;推計方法&gt;</b>                      以下の i) 及び ii) の合算金額とする。                      i) 基本額に係るもの                      勤続年数ごとの(職員数×平均俸給月額×退職手当の支給率)の合算                      ii) 調整額に係るもの                      次のイとロの合算額とする。                      イ 勤続年数が25年以上の職員                      該当区分の調整月額と当該区分より1号低い区分の調整月額にそれぞれ30を乗じて得た額の合算額                      ロ 勤続年数が10年以上24年以下の職員                      該当区分の調整月額の半額と当該区分より1号低い区分の調整月額の半額にそれぞれ30を乗じて得た額の合算額                      ※調整額を支給しない職員区分に該当する職員を除く。                      ※区分ごとの調整月額については、職務の級等を考慮して、各団体の規則において定められるものである。</p>	<p>◆計算式                      【N年度末の全職員(特別職含、N年度末退職者除)の普通退職支給見込額】-【翌年度支払予定退職手当】</p> <p>◆計上方法は注記する。</p> <p>◆現行総務省方式バランスシートで採用されている、全職員の平均で求める方法については、実態との乖離が大きいので不可</p>
	(4)その他	<p>◆他会計借入金など将来の現金支出を伴うもののうち、N+1年度支出予定額以外の金額については、当該負債を示す名称を付した科目をもって固定負債の部に計上                      ◆重要な歳計外現金がある場合は、そのN+1年度支出予定額以外の金額について、当該負債を示す名称を付した科目をもって固定負債の部に計上</p>	<p>◆預かり敷金などを想定</p>

1 貸借対照表

大項目 負債の部

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
2 流動負債	(1) 翌年度償還予定地方債	<p>&lt;基本&gt; 地方債のN+1年度償還予定額を計上</p> <p>&lt;その他注意事項&gt;                      ◆N+1年度償還予定額は契約上の返済日に基づいて判断                      ・N+1年度において借換えを予定している地方債                          →翌年度償還予定地方債に含める                      ・N+1年度において繰上償還を予定している地方債                          →固定負債の地方債に含める                      ◆地方債の満期一括償還の財源に充てるため減債基金を積み立て、その金額が上記地方債のN年度末残高から控除されている場合、その金額のうち翌年度償還予定の額を加算</p>	◆N+1年度償還予定額・・・決算統計36表01行8列
	(2) 短期借入金 (翌年度繰上充用金)	<p>&lt;基本&gt; N年度歳入歳出差引がマイナスの場合、その絶対額を計上</p>	◆N年度歳入歳出差引・・・決算統計02表01行3列
	(3) 未払金	<p>&lt;基本&gt; 次の対象を計上                      ◆PFI等の手法により整備した有形固定資産                      物件の引き渡しの有無に関わらず、N+1年度支出予定額                      ◆PFI等以外の債務負担行為                      既に債務が発生していると認められるものに係るN+1年度支出予定額を計上</p>	
	(4) 翌年度支払予定退職手当	<p>&lt;基本&gt; N+1年度に支払うことが予定されている退職手当の額を計上</p>	◆団体におけるN+1年度当初予算額を計上



1 貸借対照表

大項目 純資産の部

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
1	公共施設等整備国県補助金	<p><b>&lt;基本&gt;</b>            昭和44年度からN年度までの普通建設事業費に充てられた国庫支出金及び県支出金の累計額(他団体等に対する補助金を除く)</p> <p><b>&lt;減価償却の取扱&gt;</b>            普通建設事業費に充てられた国・県支出金は償却を行う。            ※ 用地取得費は償却しない。</p> <p><b>&lt;他団体等に対する補助金に係る取扱&gt;</b>            国・県支出金の金額が不明な場合は、決算統計表上の区分ごとに、その団体で行うものと補助金・負担金とに、歳出額の比で按分する方法等により算出</p>	<p>◆普通建設事業費以外で資産形成のため、支出した経費に充てられている国・県支出金があれば、これも累計して計上</p> <p>◆現行総務省方式の償却計算表を活用            ※現行総務省方式の貸借対照表を作成している団体は、耐用年数が一部変更されていることに留意</p>
2	公共資産等整備一般財源等	<p><b>&lt;基本&gt;</b>            公共資産合計+投資等合計(注)-(地方債+翌年度償還予定地方債)-長期未払金・物件の購入等-未払い金のうち物件の購入等に係るもの-公共資産等整備国県補助金等-資産評価差額</p> <p><b>&lt;地方債の取扱い&gt;</b>            ◆上記算式の地方債には次のものは含めない。            ・災害復旧事業債、退職手当債、他団体等への補助金債            ・減税補てん債、臨時財政対策債</p> <p>◆他団体等への補助金債の金額の推計方法            ①他団体等に対する補助金に充てられた国・県支出金の推計方法と同様の方法により、「自団体公共資産等整備財源分の地方債残高」と「他団体公共資産整備財源分の地方債残高」を一旦推計            ②しかし、上記推計額は、公共資産等の減価償却と比例して地方債残高が減少したと仮定して計算した金額であり、実際の地方債残高と異なることから、以下の調整を行う。</p>	<p>◆投資等合計から控除するもの            公共資産等の整備に充当されないことが明らかな特定目的基金(退職手当目的基金など)及び退職手当組合積立金</p> <p>◆控除する理由            資産の部の各項目(固定資産、投資及び出資等)の財源にはならないため。なお、減税補てん債等は普通建設事業費に充てられているかどうか不明であるため。</p>

1 貸借対照表

大項目 純資産の部

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
2	公共資産等整備一般財源等	<p>ア N年度末地方債残高について、下記のa～dを把握</p> <p>a: N年度末における上記推計による「自団体公共資産等整備財源分の地方債残高」</p> <p>b: N年度末における上記推計による「他団体公共資産整備財源分の地方債残高」</p> <p>c: N年度末における、普通建設事業費、投資及び出資金、貸付金、積立金、基金に対する繰出し金のいずれの財源にならない地方債(他団体公共資産整備財源分の地方債を除く)の残高</p> <p>d: N年度末におけるすべての地方債の実際残高</p> <p>イ N年度末における調整後の「自団体公共資産等整備財源分の地方債残高」</p> $A = a \div (a + b) \times (d - c)$ <p>ウ N年度末における調整後の「自団体公共資産等整備財源分の地方債残高」</p> $B = b \div (a + b) \times (d - c)$ <p>③A及びBに係るN年度発行額は、上記①の推計方法により算定</p> <p>④A及びBに係るN年度償還額については、上記①及び②の推計方法によりN-1年度末のA及びBの残高を算定し、N年度末のA及びBの残高及び上記③により算定したN年度発行額から逆算</p>	
3	その他一般財源等	◆「資産合計－負債合計－その他一般財源等以外の純資産合計」により算定	
4	資産評価差額	◆新たに売却可能資産を計上した場合もしくは資産の評価替えを行った場合の売却可能価額と帳簿価額との差額、及び、寄附等により無償で資産を受贈した場合の当該資産に係る評価額の合計額	

1 貸借対照表

大項目 注記

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
1 他団体及び民間への支出金により形成された資産	「上の支出金に充当された財源」	<p><b>&lt;基本&gt;</b> 昭和44年度からN年度までの普通建設事業費のうち、他団体等に対する補助金・負担金等の累計額とする。</p> <p><b>&lt;その他取扱&gt;</b> ◆用地取得費以外は、償却計算を行う。 ◆用地取得費が不明な場合は、用地取得費は0(ゼロ)とする。 ◆償却計算の方法、耐用年数等については、有形固定資産と同様</p> <p>①<b>国県補助金等</b> ・昭和44年度からN年度末までの普通建設事業費のうち他団体等に対する補助金・負担金等に充てられた国庫支出金及び県支出金の累計額 ・用地取得費に充てられたことが明らかな国・県支出金以外は償却を行う。</p> <p>②<b>地方債</b> ・公共資産等整備一般財源等の計上で算定された「他団体公共資産整備財源分」の地方債残高</p> <p>③<b>一般財源等</b> ・「他団体及び民間への支出金により形成された資産計－国県補助金等」により算出された額</p>	<p>◆集計については、現行総務省方式の有形固定資産の集計表を加工して行う。</p> <p>◆国・県支出金の金額が不明な場合は、「純資産の部 1. 公共施設等整備国県補助金」と同様に、決算統計表上の区分ごとに、その団体で行うものと補助金・負担金とに、歳出額の比で按分する方法等により算出</p>
2 債務負担行為に関する情報		<p>①<b>物件の購入等</b> ・N+1年度以降の支出予定額のうち、貸借対照表に計上したものの以外の金額を計上</p> <p>②<b>債務保証又は損失補償</b> 【基本】 個々の債務保証又は損失補償ごとに、債務保証の対象となる債務残高もしくは損失補償の範囲の額を算定し、それらを合算した額(貸借対照表の計上分は除く) 【その他】 ・共同発行地方債に係るものについては、「(うち共同発行地方債に係るもの)」に記入</p>	<p>◆N+1年度以降支出予定額・・・決算統計37表01行2列</p>

1 貸借対照表

大項目 注記

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
2	債務負担行為に関する情報	<p>・土地開発公社の先行取得土地に係る債務負担行為が、物件の購入等に係るもの(もしくはその他実質的な債務負担に係るもの)と債務保証又は損失補償に係るものとの双方に計上されている場合は、「物件の購入等に係るもの」として記載する。</p> <p>③その他</p> <p>・N+1年度以降の支出予定額のうち、貸借対照表に計上したものの以外の金額を計上</p> <p>※その他実質的な債務負担に係るもののN+1年度以降支出予定額のうち、貸借対照表に計上したものの以外については、その内容により上記①から③のいずれかに含める。</p> <p>※債務負担行為の相手先別内訳を附属明細書(債務負担行為明細書)に記載する。</p>	<p>(注)債務保証又は損失補償の金額が物件の購入等に係るものの金額を超過する場合は、その超過額を「債務保証又は損失補償」として記載</p> <p>◆N+1年度以降支出予定額・・・決算統計37表31行2列</p>
3	交付税措置地方債の金額	<p>&lt;基本&gt;</p> <p>N年度末の地方債残高のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額を推計し、その金額を注記する。</p> <p>&lt;不交付団体の取扱&gt;</p> <p>将来的に普通交付税の交付が見込まれない団体においては、その旨を記載し、金額の注記を省略することができる。</p>	<p>◆財政健全化法の将来負担比率における算入公債費の算定値を用いる。</p>
4	普通会計の将来負担に関する情報	<p>①普通会計の将来負担</p> <p>財政健全化法第2条第4号に定める「地方公共団体のイからチまでに掲げる額の合計額」とする。</p> <p>②基金等将来負担軽減資産</p> <p>財政健全化法第2条第4号に定める「地方公共団体のリからルまでに掲げる額の合計額」とする。</p>	<p>◆イからチまでのそれぞれの数値を記載</p> <p>◆リからルまでのそれぞれの数値を記載</p>

1 貸借対照表

大項目 注記

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
5	土地及び減価償却累計額	<p>①<b>土地</b> 有形固定資産明細表の土地の取得価額の合計額を記載</p> <p>②<b>減価償却累計額</b> 有形固定資産明細表の減価償却累計額の合計額を記載</p>	

2 行政コスト計算書

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等																				
1 経常行政コスト		<p>◆決算統計上の区分と行政コスト計算書上の科目との対応は、右図のとおり。</p> <p>※ただし、諸支出金に含まれる交通事業、電気事業、ガス事業に対する繰出金については、生活インフラ・国土保全に含める。</p> <p>◆N年度決算額から、各目的別区分に含まれる退職金(退職手当または退職手当組合負担金)の額及びN-1年度末賞与引当金計上額を控除した額を計上する。</p> <p>※控除するN-1年度末賞与引当金計上額を目的別に按分する場合、人件費の金額の比率で按分するなど合理的な方法で行う。</p> <p>◆退職手当組合に加入していない団体 N年度末退職手当引当金の額から、N-1年度末退職手当引当金計上額及びN年度退職手当の額を控除した額を計上する。</p> <p>◆退職手当組合に加入している団体 N年度末退職手当引当金の額からN年度末退職手当組合積立金の額を控除した額より、N-1年度末退職手当引当金の額からN-1年度退職手当組合積立金の額を控除した額を差し引いた額と、N年度退職手当組合負担金の額の合計額を計上する。</p> <p>※目的別に按分する場合、職員給の金額の比率で按分するなど合理的な方法で行う。</p>	<p>◆「行政コスト計算書」の様式は、第5章 様式・資料 I. 各財務書類雛形 1-2を参照</p> <table border="1" data-bbox="1361 292 2072 614"> <thead> <tr> <th>決算統計上の区分</th> <th>行政コスト計算書上の科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会費</td> <td>議会</td> </tr> <tr> <td>総務費</td> <td>総務</td> </tr> <tr> <td>民生費</td> <td>福祉</td> </tr> <tr> <td>衛生費</td> <td>環境衛生</td> </tr> <tr> <td>農林水産業費、労働費、商工費</td> <td>産業振興</td> </tr> <tr> <td>土木費</td> <td>生活インフラ・国土保全</td> </tr> <tr> <td>消防費(警察費)</td> <td>消防(警察)</td> </tr> <tr> <td>教育費</td> <td>教育</td> </tr> <tr> <td>諸支出費、公債費のうち物件費</td> <td>その他行政コスト</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆算出式＝ 「決算統計07～12表01行の該当列の計」 － 「各目的別区分に含まれる退職金の額」 － 「N-1年度末賞与引当金計上額(貸借対照表)」</p> <p>◆算出式＝ 「N年度末退職手当引当金(貸借対照表)」 － 「N-1年度末退職手当引当金(貸借対照表)」 － 「N年度退職手当」</p> <p>◆算出式＝ 「N年度末退職手当引当金(貸借対照表)」 － 「N年度末退職手当組合積立金(貸借対照表)」 － 「N-1年度末退職手当引当金(貸借対照表)」 － 「N-1年度退職手当組合積立金(貸借対照表)」 ＋ 「N年度退職手当組合負担金」</p>	決算統計上の区分	行政コスト計算書上の科目	議会費	議会	総務費	総務	民生費	福祉	衛生費	環境衛生	農林水産業費、労働費、商工費	産業振興	土木費	生活インフラ・国土保全	消防費(警察費)	消防(警察)	教育費	教育	諸支出費、公債費のうち物件費	その他行政コスト
決算統計上の区分	行政コスト計算書上の科目																						
議会費	議会																						
総務費	総務																						
民生費	福祉																						
衛生費	環境衛生																						
農林水産業費、労働費、商工費	産業振興																						
土木費	生活インフラ・国土保全																						
消防費(警察費)	消防(警察)																						
教育費	教育																						
諸支出費、公債費のうち物件費	その他行政コスト																						

2 行政コスト計算書

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
	(3) 賞与引当金 繰入額	<p>◆N年度末賞与引当金と同額を計上する。</p> <p>※目的別に按分する場合、人件費の金額の比率で按分するなど合理的な方法で行う。</p>	<p>◆N年度末賞与引当金(貸借対照表)</p>
	(4) 物件費	<p>◆N年度決算額を計上する。</p>	<p>◆決算統計07～12表03行の該当列の計</p>
	(5) 維持補修費	<p>◆N年度決算額を計上する。</p>	<p>◆決算統計07～12表04行の該当列の計</p>
	(6) 減価償却費	<p>◆減価償却計算表のN年度減価償却費を計上する。</p>	<p>◆現行総務省方式の償却計算表を活用</p>
	(7) 社会保障給付	<p>◆扶助費のN年度決算額を計上する。</p>	<p>◆決算統計08表及び11表05行の該当列の計</p>
	(8) 補助金等	<p>◆補助金等のN年度決算額から、他会計への支出額を除いた額を計上する。</p> <p>※N-1年度末の貸借対照表に計上された債務負担行為のうち、N年度に債務保証又は損失補償に係るものの履行があった場合は、その履行額を除く。</p>	<p>◆算出式＝ 「決算統計07～11表06行及び12表04行の該当列の計」 － 「決算統計28表21行1列及び3列の計」</p>
	(9) 他会計への 支出額	<p>◆繰出金のN年度決算額に、補助費等に計上されている他会計への支出額を加えた額を計上する。</p> <p>※ただし、次に掲げるものは、他会計への支出額等からは除く。</p> <p>①定額運用基金への繰出金 ②他会計に対する負担金や補助金として処理されているものうち、他会計に対する投資及び出資金もしくは貸付金として貸借対照表の資産に計上した金額。 ③他会計に対する負担金や補助金として処理されているものうち、他会計借入金として貸借対照表の負債に計上されているものの返済に相当する額(他会計において貸付金元金償還金として整理されている金額)。</p>	<p>◆算出式＝ 「決算統計07～08表及び11表24行、09表27行、10表26行、12表31行の該当列の計」 ＋ 「補助費等に計上されている他会計への支出額」</p> <p>①＝決算統計27表23行7列</p>

2 行政コスト計算書

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
	(10)他団体への 公共資産整 備補助金等	◆普通建設事業費のうち補助金・負担金のN年度決算額を計上する。	◆算出式= 「決算統計21表01行4列」 + 「決算統計22表01行3列」 + 「決算統計23表01行1列」 + 「決算統計23表24行1列」
	(11)支払利息	◆N年度地方債利子償還額を計上する。	◆算出式= 「決算統計33表57行5列」 + 「決算統計14表11行1列」
	(12)回収不能 見込計上額	◆N年度末回収不能見込額から、N-1年度末回収不能見込額を控除した額と、N年度不納欠損額の合計額を計上する。	◆算出式= 「N年度末回収不能見込額(貸借対照表)」 - 「N-1年度末回収不能見込額(貸借対照表)」 + 「N年度不納欠損額」
	(13)その他行政 コスト	<p>&lt;基本&gt;</p> <p>◆以下の金額の合計額を計上する。</p> <p>①失業対策事業費の金額</p> <p>②N年度末の長期未払金と未払金の合計額から、N-1年度末の長期未払金と未払金の合計額を控除した額に、N-1年度末の長期未払金と未払金の合計額のうちN年度に債務履行額(ただし、普通建設事業費に計上されるものを除く)を加えた額</p>	<p>①=決算統計09表21行1列</p> <p>②算出式= 「N年度末長期未払金及び未払金(貸借対照表)」 - 「N-1年度末長期未払金及び未払金(貸借対照表)」 + 「N-1年度末長期未払金及び未払金のうちN年度債務履行額(ただし、普通建設事業費に計上されるものを除く)」</p>

2 行政コスト計算書

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
2 経常収益	<p>(1) 使用料・手数料</p> <p>(2) 分担金・負担金・寄附金</p>	<p>◆N年度決算額に、N年度末長期延滞債権及び未収金計上額のうち使用料・手数料に係るものの金額から、N-1年度末長期延滞債権及び未収金計上額のうち使用料・手数料に係るものの金額を控除した額を加えた額を計上する。</p> <p>◆N年度決算額に、N年度末長期延滞債権及び未収金計上額のうち分担金・負担金・寄附金に係るものの金額から、N-1年度末長期延滞債権及び未収金計上額のうち分担金・負担金・寄附金に係るものの金額を控除した額を加えた額を計上する。</p>	<p>◆算出式＝ 「決算統計07～08表及び11表28行、09表31行、10表30行、12表36行の該当列の計」 ＋ 「N年度末長期延滞債権及び未収金計上額（貸借対照表）のうち使用料・手数料に係るものの金額」 － 「N-1年度末長期延滞債権及び未収金計上額（貸借対照表）のうち使用料・手数料に係るものの金額」</p> <p>◆算出式＝ 「決算統計07～08表及び11表29行、09表32行、10表31行、12表37行の該当列の計」 ＋ 「N年度末長期延滞債権及び未収金計上額（貸借対照表）のうち分担金・負担金・寄附金に係るものの額」 － 「N-1年度末長期延滞債権及び未収金計上額（貸借対照表）のうち分担金・負担金・寄附金に係るものの額」</p>

3 純資産変動計算書

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
1 期首純資産残高		<p>◆N-1年度末の純資産残高を計上する。</p> <p>※ただし、N年度中に市町村合併があった場合は、合併関係団体等のN-1年度末の純資産残高を合算した金額を計上。</p>	<p>◆「純資産変動計算書」の様式は、第5章 様式・資料 I. 各財務書類雛形 1-3を参照</p> <p>◆N-1年度末純資産残高(貸借対照表)</p>
2 純経常行政コスト		<p>◆行政コスト計算書の「純経常行政コスト」の金額を、「その他一般財源等」の列に計上する。</p>	
3 一般財源	(1) 地方税	<p>◆N年度決算額に、N年度末長期延滞債権及び未収金計上額のうち地方税に係るものの金額から、N-1年度末長期延滞債権及び未収金計上額のうち地方税に係るものの金額を控除した額を加えた額を、「その他一般財源等」の列に計上する。</p>	<p>◆算出式＝</p> <p style="text-align: center;">「決算統計04表01行1列」 ＋ 「N年度末長期延滞債権及び未収金計上額 (貸借対照表)のうち地方税に係るものの額」 － 「N-1年度末長期延滞債権及び未収金計上額 (貸借対照表)のうち地方税に係るものの額」</p>
	(2) 地方交付税	<p>◆N年度決算額を、「その他一般財源等」の列に計上する。</p>	<p>◆決算統計04表01行20列</p>

3 純資産変動計算書

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
4 補助金等受入	(3)その他行政コスト充当財源	<p>◆右欄の項目のN年度決算額に、N年度末長期延滞債権及び未収金計上額のうち上記各項目に係るものの金額(貸付金元利収入に係るものを除く)から、N-1年度末長期延滞債権及び未収金計上額のうち上記各項目に係るものの金額(貸付金元利収入に係るものを除く)を控除した額を加えた額を、「その他一般財源等」の列に計上する。</p> <p>※ただし、次の収入は貸借対照表の資産の減少又は負債の増加であるため除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共資産の売却に伴う収入</li> <li>・ 投資及び出資金の回収・売却に伴う収入</li> <li>・ 貸付金の回収に伴う収入(他会計に対するものを含む)</li> <li>・ 基金の取り崩しによる収入</li> <li>・ その他、資産の減少もしくは負債の増加による収入</li> <li>・ 純資産変動計算書における臨時損益に計上した収入</li> </ul> <p>◆N年度国庫支出金及び県支出金決算額のうち、その団体で行う普通建設事業費の財源となった金額並びに投資及び出資金、貸付金及び基金の財源となった金額の合計額(ただし、財政調整基金及び減債基金の財源となった金額を除く)を、「公共資産等整備国県補助金等」の列に計上する。</p> <p>※なお、他団体等に対する補助金に充てられた国庫支出金及び県支出金は控除するが、その金額が分からない場合は、決算統計表上の区分ごとに、その団体で行うものと補助金とに、歳出額の比率で按分する方法で算出する。</p> <p>◆N年度国庫支出金及び県支出金決算額から「公共資産等整備国県補助金等」の列に計上した金額を除いた金額を、「その他一般財源等」の列に計上する。</p>	<p>◆対象項目 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、財産収入、繰入金、諸収入、特別区財政調整交付金</p> <p>◆算出式＝ 「決算統計04表01行及び02行の該当列の計」＋ ＋ 「N年度末長期延滞債権及び未収金計上額(貸借対照表)のうち上記各項目に係るものの額(貸付金元利収入に係るものを除く)」 － 「N-1年度末長期延滞債権及び未収金計上額(貸借対照表)のうち上記各項目に係るものの額(貸付金元利収入に係るものを除く)」</p> <p>◆算出式＝ 「決算統計21表01行5列及び6列及び22表01行4列のうち、その団体で行うものの財源となった額」 ＋ 「決算統計13表33～35行の2列及び3列の合計額(ただし、財政調整基金及び減債基金の財源となった金額を除く)」</p> <p>◆算出式＝ 「決算統計04表01行39列及び02行1列の額」 － 「公共資産等整備国県補助金等の列に計上した額」</p>

3 純資産変動計算書

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
5 臨時損益		<p>◆経常的でない特別な事由に基づく損益が発生した場合、当該内容を示す名称を付した科目をもって臨時損益の部に計上する。</p>	<p>◆計上例                      ①災害復旧事業費                      ②公共資産除売却損益(公共資産計上額と売却額との差額)                      ③第三セクター等に対する出資金の減資                      ④第三セクター等に対する債務保証又は損失補償の履行決定                      ⑤勸奨退職による多額の割増退職金の支払い など</p>
6 科目振替	<p>(1)公共資産整備への財源投入</p> <p>(2)公共資産処分による財源増</p> <p>(3)貸付金・出資金等への財源投入</p>	<p>◆N年度普通建設事業費決算額のうち、その団体で行うものの金額から、N年度における補助金の受入額(補助金等受入の「公共資産等整備国県補助金等」の列に計上された額)及び公共資産等整備に係る地方債(貸借対照表の純資産の部における公共資産等整備一般財源等の算定にあたり控除した地方債)のN年度発行額を除いた額を、「公共資産等整備一般財源等」に計上し、同額を「その他一般財源等」から控除する。</p> <p>◆公共資産の除売却により貸借対照表の公共資産を減額した場合、当該公共資産のN-1年度末残高(減価償却累計額控除後)に対する財源相当額を、「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」「資産評価差額」からそれぞれ控除し、これらの合計額を「その他一般財源等」に計上する。</p> <p>◆N年度の積立金、投資及び出資金、貸付金、定額運用基金への繰出金決算額のうち、国庫支出金、県支出金及び地方債を財源とした部分以外の金額を「公共資産等整備一般財源等」に計上する。</p> <p>◆N年度に他会計に対する負担金や補助金として決算統計上処理した他会計に対する出資金・貸付金がある場合は、そのうち国庫支出金、県支出金及び地方債を財源とした部分以外の金額を「公共資産等整備一般財源等」に計上する。</p> <p>◆上記により計上された額の合計額を、「その他一般財源等」から控除する。</p>	<p>◆算出式＝                      「決算統計21表01行3列及び22表01行2列の計」                      －                      「N年度における補助金の受入額(補助金等受入の「公共資産等整備国県補助金等」の列に計上された額)」                      －                      「公共資産等整備に係る地方債(貸借対照表の純資産の部における公共資産等整備一般財源等の算定にあたり控除した地方債)のN年度発行額」</p>

3 純資産変動計算書

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
7 資産評価替えによる変動額	(4) 貸付金・出資金等の回収等による財源増	◆N年度に、投資及び出資金又は貸付金の回収、基金の取り崩しがあつた場合は、それらに対する財源相当額を「公共資産等整備国県補助金等」及び「公共資産等整備一般財源等」から控除し、これらの合計額を「その他一般財源等」に計上する。	<p>※ただし、質的もしくは金額的に重要なものはその内容を示す名称を付した科目をもって計上する。</p> <p>例えば、公共資産等整備に係る債務負担行為の履行額は、「その他一般財源等」から「公共資産等整備一般財源等」への振替額とする。</p>
	(5) 減価償却による財源増	◆公共資産の減価償却に対応する財源相当額を、「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」「資産評価差額」からそれぞれ控除し、これらの合計額(有形固定資産のN年度減価償却額)を「その他一般財源等」に計上する。	
	(6) 地方債償還に伴う財源振替	◆公共資産等整備に係る地方債(貸借対照表の純資産の部における公共資産等整備一般財源等の算定にあたり控除した地方債)のN年度償還額を「公共資産等整備一般財源等」に計上し、同額を「その他一般財源等」から控除する。	
		◆N年度に新たな売却可能資産を計上した場合、売却可能資産計上額から、当該売却可能資産について有形固定資産計上額から控除した額(原則として普通建設事業費の累計額から減価償却累計額を控除した額)を控除した額を、「資産評価差額」の列に計上する。	
		◆N年度に資産の評価替えを行った場合、N年度末の資産評価額から、N-1年度末の資産評価額を控除した額を「資産評価差額」の列に計上する。	
8 無償受贈資産受入		◆N年度に寄附等により無償で資産を受贈した場合、当該無償受贈資産の有形固定資産計上額を、「資産評価差額」の列に計上する。	
9 その他		◆N年度に上記2から8に該当しない純資産の変動があつた場合は、その他として計上する。	

3 純資産変動計算書

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
10 期末純 資産残 高		<p>◆各列、上記1から9の合計額を記載する。</p> <p>◆N年度貸借対照表の純資産の部における各科目の計上額と一致する。</p>	

4 資金収支計算書

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
1 経常的 収支の部	(1)支出 ①人件費  ②物件費  ③社会保障給付  ④補助金等  ⑤支払利息  ⑥他会計等への 事務費等財源 繰出支出  ⑦その他支出	<p>◆経常的収支の部には公共資産整備収支及び投資・財務的収支に含まれない収支を計上する。</p> <p>◆N年度決算額を計上する。</p> <p>◆N年度決算額を計上する。</p> <p>◆扶助費のN年度決算額を計上する。</p> <p>◆補助費等のN年度決算額から他会計への支出額を控除した額とする。</p> <p>◆N年度地方債利子償還額及びN年度一時借入金利子の額の合計額を計上する。</p> <p>◆他会計及び財産区に対する繰出し等のうち、建設費繰出及び公債費財源繰出以外の金額を計上する。</p> <p>◆維持補修費、災害復旧事業費、失業対策事業費のN年度決算額の合計額を計上する。 ※ただし、金額的に重要なものはその内容を示す名称を付した科目をもって掲記する。</p>	<p>◆「資金収支計算書」の様式は、第5章 様式・資料 I. 各財務書類雛形 1-4を参照</p> <p>◆決算統計13表01行1列</p> <p>◆決算統計13表03行1列</p> <p>◆決算統計13表05行1列</p> <p>◆算出式＝ 「決算統計13表06行1列」 － 「決算統計28表21行1列及び3列の計」</p> <p>◆算出式＝ 「決算統計33表57行5列」 ＋ 「決算統計14表11行1列」</p> <p>◆算出式＝ 「決算統計27表25行1列、2列、5列、6列の計」 － 「決算統計27表23行6列」 ＋ 「決算統計28表21行11列、12列、15列、16列の計」</p> <p>◆決算統計13表04行1列、21行1列、29行1列の計</p>

4 資金収支計算書

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
	(2) 収入		
	① 地方税	◆N年度決算額を計上する。	◆決算統計04表01行1列
	② 地方交付税	◆N年度決算額を計上する。	◆決算統計04表01行20列
	③ 国県補助金等	◆国庫支出金及び県支出金のN年度決算額から、公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上された額を除いた額を計上する。	◆算出式＝ 「決算統計13表41行2列及び3列の計」 － 「公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上された額」
	④ 使用料・手数料	◆使用料・手数料のN年度決算額から、公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上された額を除いた額を計上する。	◆算出式＝ 「決算統計13表41行4列」 － 「公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上された額」
	⑤ 分担金・負担金・寄附金	◆分担金・負担金・寄附金のN年度決算額から、公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上された額を除いた額を計上する。	◆算出式＝ 「決算統計13表41行5列」 － 「公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上された額」
	⑥ 諸収入	◆諸収入のN年度決算額から、公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上された額を除いた額を計上する。	◆算出式＝ 「決算統計13表41行8列」 － 「公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上された額」
	⑦ 地方債発行額	◆地方債のN年度決算額から、公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上された額を除いた額を計上する。	◆算出式＝ 「決算統計13表41行10列」 － 「公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上された額」

4 資金収支計算書

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
2 公共資産整備収支の部	⑧基金取崩額	◆基金取り崩しに伴う繰入金のN年度決算額から、公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上された額を除いた額を計上する。	◆算出式＝ 「決算統計27表23行11列」 － 「公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上された額」
	⑨その他収入	◆①から⑧及び繰越金以外の歳入項目のN年度決算額から、公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上された額を除いた額を計上する。  ※①から⑧及び繰越金以外の歳入項目のうち、質的もしくは金額的に重要なものはその内容を示す名称を付した科目をもって掲記する。 ※①から⑧に掲げた歳入項目のうち、質的及び金額的に重要性の乏しいものは、その他収入に含めることができる。  ◆公共資産整備収支の部には、公共資産整備に伴う支出、及び、当該支出に充てた特定財源を計上する。  ※ただし、普通会計が行う公共資産整備のほか、他会計及び他団体等を通じて行った公共資産整備に対して普通会計が負担した支出額も含む。  ※なお、公共資産整備に充当していることが明確に判断できない収入については、経常的収支の部に計上する。	
	(1)支出 ①公共資産整備支出	◆普通建設事業費のN年度決算額のうちその団体で行うものの金額を計上する。	◆決算統計21表01行3列及び22表01行2列の計
	②公共資産整備補助金等支出	◆普通建設事業費のN年度決算額から①の金額を除いた額を計上する。	◆算出式＝ 「決算統計13表12行1列」 － 「①公共資産整備支出」

4 資金収支計算書

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
	③他会計等への建設費充当財源繰出支出	◆他会計及び財産区に対する建設費繰出のN年度決算額を計上する。	◆決算統計27表25行3列及び28表21行13列の計
	(2)収入		
	①国県補助金等	◆国庫支出金及び県支出金のN年度決算額のうち、普通建設事業費の財源となったものの金額を計上する。  ※ただし、他会計への建設費繰出の財源となった国庫支出金もしくは県支出金がある場合は、その金額を加算する。	◆決算統計13表12行2列、3列の計
	②地方債発行額	◆地方債のN年度決算額のうち、普通建設事業費の財源となったものの金額を計上する。  ※ただし、他会計への建設費繰出の財源となった地方債がある場合は、その金額を加算する。	◆決算統計13表12行10列
	③基金取崩額	◆繰入金のN年度決算額のうち、普通建設事業費の財源となったものの金額を計上する。  ※ただし、上記金額に他会計もしくは財産区からの繰入金が含まれている場合は、その金額を控除する。  ※また、他会計への建設費繰出の財源となった基金からの繰入金がある場合は、その金額を加算する。  ※質的及び金額的に重要性が乏しい場合は、その他収入に含めることができる。	◆決算統計13表12行7列
	④その他収入	◆使用料・手数料、分担金・負担金・寄附金、財産収入、諸収入のうち、普通建設事業費もしくは他会計への建設費繰出の財源となったものの金額を計上する。  ※これらの歳入項目のうち、質的もしくは金額的に重要なものは、その内容を示す名称を付した科目をもって掲記する。	◆例えば、ふるさと納税の対象ともなる特定目的の寄附金を施設建設費として病院会計に繰り出した場合などがこれに該当する。しかし、このようなケースは通常あまり考えられない。

4 資金収支計算書

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
3 投資・財務的収支の部		<p>◆投資・財務的収支の部には、以下の収支を計上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資及び出資金、貸付金、基金に係る支出、及び、それらの財源</li> <li>・貸付金元金回収による収入</li> <li>・地方債元金償還による支出</li> <li>・他会計に対する公債費財源繰出による支出</li> <li>・公共資産売却による収入</li> </ul> <p>※なお、投資・財務的支出に充当していることが明確に判断できない収入については、経常的収支の部に計上する。</p>	
	(1)支出		
	①投資及び出資金	◆投資及び出資金のN年度決算額から、法適用の公営企業等に対する出資金を除いた額を計上する。	◆算出式＝ 「決算統計13表34行1列」 － 「決算統計28表21行5列」
	②貸付金	◆貸付金のN年度決算額から、法適用の公営企業等に対する貸付金を除いた額を計上する。	◆算出式＝ 「決算統計13表35行1列」 － 「決算統計28表21行7列」
	③基金積立額	◆積立金のN年度決算額を計上する。	◆決算統計13表33行1列
		※ただし、歳計剰余金処分による基金積立額がある場合は、その金額を加算する。	※決算統計29表04行4列
	④定額運用基金への繰出支出	◆定額運用基金に係るN年度決算額を計上する。	◆決算統計29表02行7列
	⑤他会計等への公債費充当財源繰出支出	◆他会計及び財産区に対する公債費財源繰出のN年度決算額を計上する。	◆決算統計27表25行4列及び28表21行14列の計
	⑥地方債償還額	◆N年度地方債元金償還額を計上する。	◆決算統計33表57行4列

4 資金収支計算書

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
4 期首歳計現金残高	(2)収入		
	①国県補助金等	◆国庫支出金及び県支出金のN年度決算額のうち、投資・財務的支出の①から⑥に対する財源となったものを計上する。	※投資及び出資金、貸付金、基金積立額の財源については、決算統計13表33～35行2列及び3列の合計額とする。
	②貸付金回収額	◆N年度貸付金回収元金の額を計上する。  ※他会計からの繰入金として決算統計上整理されている法適用の公営企業等に対する貸付金の元金償還金がある場合は、その金額を加えるものとする。	◆決算統計30表01行9列
	③基金取崩額	◆N年度の基金取崩額のうち、投資・財務的支出の①から⑥に対する財源となったものを計上する。	
	④地方債発行額	◆地方債のN年度決算額のうち、投資・財務的支出の①から⑥に対する財源となったものを計上する。	※投資及び出資金、貸付金、基金積立額の財源については、決算統計13表33～35行10列の合計額とする。
	⑤公共資産等売却収入	◆財産売却収入のN年度決算額を計上する。	◆決算統計04表02行21列
⑥その他収入	◆①から⑤以外に、投資・財務的支出の①から⑥に対する財源となったものを計上する。  ※上記に該当するもののうち、質的もしくは金額的に重要なものは、その内容を示す名称を付した科目をもって掲記する。  ※①から⑤に掲げた歳入項目のうち、質的及び金額的に重要性が乏しい場合は、その他収入に含めることができる。		
		◆N-1年度貸借対照表における歳計現金計上額を計上する。	◆決算統計02表02行3列

4 資金収支計算書

中項目	小項目	作成要領	解説・留意点等
5 注記	<p>(1)一時借入金に関する情報</p> <p>(2)基礎的財政収支</p> <p>(3)歳計外現金</p>	<p>◆一時借入金の借入限度額を計上する。</p> <p>◆一時借入金利子の金額を計上する。</p> <p>◆基礎的財政収支(プライマリーバランス)の金額は、歳入総額から繰越金、地方債発行額、財政調整基金及び減債基金の取崩額を控除した額より、歳出総額から地方債元利償還額、財政調整基金及び減債基金の積立額を控除した額を差し引いた額を計上する。</p> <p>◆歳計外現金として処理されており、かつN-1年度貸借対照表も資産又は負債として計上されている場合、あるいはN年度末に重要な資産又は負債として計上する場合には、歳計外現金としての収入額又は支出額を計上する。</p>	<p>◆決算統計93表18行3列</p> <p>◆決算統計14表11行1列</p> <p>◆算出式＝</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>「決算統計02表01行1列」              －              「決算統計05表22行1列」              －              「決算統計04表02行43列」              －              「決算統計29表03行1列及び2列の計」              －</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>「決算統計02表01行2列」              －              「決算統計14表10行1列」              －              「決算統計29表02行1列及び2列並びに同表04行1列及び2列の計」</p> </div>

### Ⅲ 連結に係る財務書類の作成要領

#### 1 全般的事項

##### (1) 連結の方法

作成要領	解説・留意点等
<p><b>&lt;連結附属明細書&gt;</b></p> <p>◆連結附属明細書のうち各種連結財務書類の内訳表に記載される各会計及び団体の財務書類は、各会計及び団体固有の会計処理に従って作成されたものとし、作成要領等に基づいて連結財務書類作成のために行った所要の修正・組替等については、各連結財務書類の内訳表における相殺消去等の列に含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各会計及び団体において作成していない財務書類 →連結財務書類作成のために作成した各会計及び団体の財務書類を内訳表に記載。</li> </ul> <p>◆相殺消去等に含めた重要な修正・組替等については、会計及び団体ごとにその内容と金額を附属明細書に記載。</p> <p><b>&lt;貸借対照表&gt;</b></p> <p>◆各会計及び団体において貸借対照表を作成している場合における、公共資産等整備一般財源等及びその他一般財源等の算定については、他の各勘定科目残高に基づいて、普通会計と同様の方法により計算。よって、特定の勘定科目が対応するものではない。</p> <p>◆有形固定資産(売却可能資産を除く)の評価基準は原則としてすべて公正価値(再調達価額)とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし棚卸資産については →「財政健全化法」内の将来負担比率を算定する際の評価基準による。 →簡便的な方法として、当面は取得原価による評価もできる。</li> </ul> <p>◆固定資産の減損に係る会計基準もしくはそれに準ずる会計基準が適用されている団体については、各団体の作成する財務書類に計上された帳簿価額を付する。</p> <p><b>&lt;各会計及び団体が作成している財務書類の組替&gt;</b></p> <p>各会計及び団体が作成している財務書類については、科目対応表に基づき、連結財務書類上の勘定科目に組み替え。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・科目対応表についてはあくまで参考例である。</li> <li>・同表に記載のない科目は、内容により組み替える。</li> </ul>	<p>◆「連結財務書類」及び「連結附属明細書」の様式については、第5章 様式・資料 I. 各財務書類雛形 4、5を参照</p> <p>◆簡便的な方法をとる場合、土地については速やかに台帳を整備し、公正価値による評価に移行しなければならない。</p> <p>◆「科目対応表」の様式については、第5章 様式・資料 I. 各財務書類雛形 6を参照。</p>

# 1 全般的事項

## (2) 連結財務書類作成上の相殺消去等

作成要領	解説・留意点等
<p><b>&lt;相殺消去&gt;</b>            連結の対象となる会計及び法人間で行われている、資金の出資(受入)、貸付(借入)、返済(回収)、利息の支払(受取)、繰出(繰入)等すべての内部取引は相殺する。            →水道料金、下水道使用料、施設使用料等条例で金額が定められているもの、出資と受入の相殺消去や債権と債務の相殺消去や債権と債務の相殺消去を除く年間取引総額が少額の取引については、相殺消去の対象から除くことができる。</p> <p><b>&lt;出納整理期間中における現金の受払い等の調整&gt;</b>            連結の対象となる会計及び法人のN年度末貸借対照表において、出納整理期間の定めのある会計及び団体に対する未収金・未払金が計上され、出納整理期間の定めのある会計及び団体における出納整理期間中にこれに対応する現金の受払い等がなされた場合、当該連結対象となる会計及び法人において、N年度末に現金の受払い等が終了したものとして調整。</p> <p><b>&lt;連結貸借対照表における債務負担行為の注記&gt;</b>            債務負担行為の注記にあたっては、連結対象会計及び団体に対するものは除く。</p>	<p>◆連結貸借対照表に計上されない地方公共団体のその他の債務負担行為設定額については、地方公共団体の将来の財政負担の情報として重要であり、連結貸借対照表と一体として開示すべきであることから、欄外に表示する。このとき、地方公共団体が設定した債務負担行為のうち、連結対象法人に対する債務保証等に係る債務負担行為の設定額を明らかにするため、当該設定額を内書きで表示。</p>

## 2 個別の会計・団体別作成要領

### (1) 地方公営企業(法適用分)

項目	作成要領	解説・留意点等
<p>連結の範囲</p> <p>連結の方法</p>	<p>◆地方公共団体に属するすべての地方公営企業</p> <p>&lt;基本&gt; 既に作成済みの貸借対照表及び損益計算書に基づいて、連結財務書類における貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書の勘定科目へ組替</p> <p>&lt;貸借対照表&gt; ◆売却可能資産の区分計上、投資及び出資金の時価評価、投資損失引当金の計上、回収不能見込額の計上、賞与引当金の計上、退職給与引当金の計上については普通会計に準じて評価・計上</p> <p>◆固定資産についてみなし償却処理を行っている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本 →減価償却開始時点から固定資産全額を償却対象として減価償却を行ったものとして修正。</li> <li>・当面の間の処理 →当面の間、みなし償却処理を行った財務諸表データを使用することができるが、その旨を注記すること。また早期に修正できるような必要な措置を講ずること。</li> </ul> <p>◆固定資産の建設・取得等の財源として受け入れた国庫補助金等は、純資産変動計算書の「減価償却による財源増」欄にて耐用年数にわたり均等額を「公共資産等国庫補助金等」から「その他一般財源等」に振替</p> <p>◆過去の退職手当支給額を繰延勘定として資産計上している場合、全額を取り崩すとともに、将来の退職手当支給見込額について、普通会計と同様の基準により負債として退職手当等引当金に計上</p> <p>◆退職手当等引当金及び賞与引当金の対象とする職員の範囲は、普通会計の対象とする職員との整合性に留意し、重複・脱漏がないようにする。</p>	<p>◆地方公営企業法の規定の全部又は財務規定等を適用している事業。</p> <p>◆消費税等の取扱い 連結において税込処理に修正しないことができる。なお、採用した消費税等の会計処理は注記する。 ※地方公営企業のほか、法定決算書が税抜処理で作成されている場合には、上記と同様の取扱いとすることができる。</p> <p>◆当該年度末に特別職を含む全職員(当該年度末退職者を除く)が普通退職した場合の退職手当支給見込額から、翌年度支払予定退職手当の額を除いた額とする。</p>

## 2 個別の会計・団体別作成要領

### (1) 地方公営企業(法適用分)

項目	作成要領	解説・留意点等
連結の方法	<p>&lt;行政コスト計算書&gt;</p> <p>◆各会計と貸借対照表上の有形固定資産との対応関係は普通会計行政コスト計算書における各会計に対する繰出金の計上科目に従う。</p> <p>&lt;資金収支計算書&gt;</p> <p>◆資金収支計算書については、決算統計及び損益計算書等に基づき、各会計の資金収支計算書を作成。</p>	

## 2 個別の会計・団体別作成要領

### (2) 地方公営企業(法適用分)以外の公営事業会計

項目	作成要領	解説・留意点等																																
連結の範囲  連結の方法	<p>◆地方公共団体に属するすべての地方公営企業。</p> <p><b>&lt;基本&gt;</b>            地方公営企業(法適用分)以外の公営事業会計については貸借対照表等が整備されていないため普通会計の財務書類作成方法に準じて、各会計の財務書類を作成。</p> <p><b>&lt;貸借対照表&gt;</b>  <b>①有形固定資産</b>            ◆普通会計の作成要領において「普通建設事業費」とあるのは、「建設改良費」と読み替える。</p> <p>◆各事業と貸借対照表上の有形固定資産との対応関係については、普通会計行政コスト計算書における各会計に対する繰出金の計上科目に従う。</p> <p>◆減価償却の方法は残存価額ゼロの定額法とし、耐用年数は右欄の通りとする。下水道事業は決算統計の区分によるが、それ以外の事業についても有形固定資産の種別により耐用年数を別に定めてもよい。</p> <p>◆宅地造成事業の保有する造成地(未成宅地含む)のうち、道路・緑地等の公共用地で売却しない部分は有形固定資産として計上。</p>	<p>◆地方公営企業法を適用しない事業で、下水道事業特別会計、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計等を指す。</p> <p>◆平成18年度の決算統計であれば26表1行34列を指す。            ◆地方公営企業決算状況調査における昭和46年以前のデータが存在しないため、昭和46年度以前に取得された資産等は普通会計に準じて、重要なものについて再調達価額で資産計上する。</p> <table border="1" data-bbox="1294 778 2033 997"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>耐用年数</th> <th>事業名</th> <th>耐用年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡易水道事業</td> <td>40</td> <td>駐車場整備事業</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>港湾整備事業</td> <td>50</td> <td>公立大学附属病院事業</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>市場事業</td> <td>25</td> <td>下水道事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>と畜場事業</td> <td>25</td> <td>管渠</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>観光施設事業</td> <td>25</td> <td>ポンプ場</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>住宅用地造成事業</td> <td>40</td> <td>処理場</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>工業用地造成事業</td> <td>25</td> <td>その他</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆簡易水道事業における耐用年数は、健全化判断比率の算定上を用いる            ◆下水道事業について調査表が現在の計上形式になる以前の事業費の分類が不明である場合            →原則としてすべての固定資産について区分ごとの金額を調査、計上する。            →実務上調査が困難な場合は、計上形式へ変更後の区分ごとの計上額の比率を用いるなどして按分計算することもやむを得ない。</p> <p>◆借入資本金のうち翌年度返済額は、貸借対照表上で流動負債の(1)翌年度償還予定額①地方公共団体に計上する。</p>	事業名	耐用年数	事業名	耐用年数	簡易水道事業	40	駐車場整備事業	40	港湾整備事業	50	公立大学附属病院事業	25	市場事業	25	下水道事業		と畜場事業	25	管渠	50	観光施設事業	25	ポンプ場	20	住宅用地造成事業	40	処理場	38	工業用地造成事業	25	その他	38
事業名	耐用年数	事業名	耐用年数																															
簡易水道事業	40	駐車場整備事業	40																															
港湾整備事業	50	公立大学附属病院事業	25																															
市場事業	25	下水道事業																																
と畜場事業	25	管渠	50																															
観光施設事業	25	ポンプ場	20																															
住宅用地造成事業	40	処理場	38																															
工業用地造成事業	25	その他	38																															

## 2 個別の会計・団体別作成要領

### (2) 地方公営企業(法適用分)以外の公営事業会計

項目	作成要領	解説・留意点等
連結の方法	<p><b>②販売用不動産</b>  宅地造成事業の保有する造成地(未成宅地)のうち、売却を目的とするものについては販売用不動産として流動資産に計上し、「財政健全化法」の将来負担比率を算定する際の評価基準を用いる。</p> <p><b>③退職手当等引当金</b>  退職手当等引当金及び賞与引当金の対象とする職員の範囲は、普通会計の対象とする職員との整合性に留意し、重複・脱漏がないようにする。</p> <p><b>④収益事業</b>  公営競技及び宝くじ事業については、連結貸借対照表上、有形固定資産については収益事業の項目を設け、他と区分して記載。</p> <p><b>&lt;資金収支計算書&gt;</b>  ◆資金の範囲は、歳計現金及び財政調整もしくは公営事業債償還のために積み立てている基金とする。  ◆連結資金収支計算書上では、収入及び支出の総額を記載せず、収支差額のみを投資・財務的収支の部に計上。</p> <p><b>&lt;純資産変動計算書&gt;</b>  連結純資産変動計算書上では、収益及び費用の総額を記載せず、収益及び費用相殺後の純損益のみを計上。純利益の場合は「その他行政コスト充当財源」に、純損失の場合は臨時損益の一項目として計上。</p>	



## 2 個別の会計・団体別作成要領

### (3) 地方独立行政法人

項目	作成要領	解説・留意点等
連結の方法	<p>◆特定の償却資産の減価償却相当額でN-1年度までに資本剰余金の減額項に減額項目として計上されている損益外減価償却累計額は連結純資産変動計算書上の公共資産等整備一般財源等の期首残高へ振り替え。</p> <p>◆特定の償却資産の減価償却相当額でN年度に損益外減価償却累計額に計上された金額は連結行政コスト計算書上の減価償却費に計上し、連結純資産変動計算書上の減価償却による財源増の科目で、公共資産等整備国県補助金等から公共資産等整備一般財源等に振り替え。</p> <p>◆退職給付債務の財源が運営費交付金により賄われることが明らかなため退職給付引当金が計上されていない場合、運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額として貸借対照表の注記金額を退職手当引当金勘定に計上。</p> <p>&lt;その他&gt;          その他地方独立行政法人固有の会計処理を行っているものは所要の調整を行う。</p>	

## 2 個別の会計・団体別作成要領

### (4) 一部事務組合・広域連合

項目	作成要領	解説・留意点等
連結の範囲	<p><b>&lt;基本&gt;</b>            ◆地方公共団体が加入するすべての一部事務組合・広域連合を連結対象とする。            ◆一部事務組合等が他の一部事務組合等に加入している場合            →当該他の一部事務組合・広域連合も連結対象。</p> <p><b>&lt;比例連結の割合&gt;</b>            規約に基づくN年度の経費負担割合に応じて比例連結。            ・その方法が合理的でない場合は構成団体が協議して割合を決定。            ・一部事務組合等が複数事務を行っており会計が区分されている場合            →会計ごとに経費負担割合を算定し、比例連結。</p> <p><b>&lt;退職手当組合の取扱&gt;</b>            退職手当組合については、普通会計の財務書類と整合させるため、普通会計の貸借対照表に計上されている退職手当組合積立金の金額を退職手当組合の保有する基金残高及び歳計現金残高の合計額で除した割合に応じて比例連結。</p>	<p>◆一部事務組合の運営は規約において定められる負担割合に基づく構成団体の経費負担によって運営されており、一部事務組合が解散した場合、その資産・負債は最終的には各構成団体に継承されるため、連結の対象となる。</p> <p>◆複数の市町等が加入する一部事務組合・広域連合等については、財務書類の数値を構成市町等の負担割合により按分する必要があるため、この負担割合について構成市町等において協議し決定する必要がある。</p> <p>◆各一部事務組合及び広域連合は、上記の負担比率により按分した数値を各構成団体に報告する。報告の際は、別添の「一部事務組合・広域連合報告様式」を使用する。</p>
連結の方法	<p><b>&lt;基本&gt;</b>            法適用団体は法適用の地方公営企業と同様の方法により、法適用企業以外については、その他の公営事業会計と同様の方法により、各会計の財務書類を作成する。</p> <p><b>&lt;資金収支計算書&gt;</b>            資金収支計算書における資金の範囲は、歳計現金及び財政調整もしくは地方債償還のために積み立てている基金とする。</p>	<p>◆なお、各一部事務組合及び広域連合に対しては、平成20年度中に「財務書類の作成等について」の通知を行う。</p>

## 2 個別の会計・団体別作成要領

### (5) 地方三公社

項目	作成要領	解説・留意点等
<p>連結の範囲</p> <p>連結の方法</p>	<p>◆地方公共団体が設立したすべての地方三公社を連結対象とする。</p> <p>&lt;基本&gt; 公社ごとの会計基準により貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書が作成されているため、それらに基づいて連結財務書類における貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の勘定科目への組み替えを行う。</p> <p>&lt;その他注意事項&gt; ◆売却可能資産の区分計上、投資及び出資金の時価評価、投資損失引当金の計上、回収不能見込額の計上、引当金の計上など普通会計の財務書類作成において求められている処理が行われていない場合、普通会計に準じてこれらの評価・計上を行う。 ◆地方公共団体が買い戻すことが予定されている土地でも、行政財産として事業の用に供する見込みがありかつ時期が明らかなもの以外は、売却可能資産として計上する。 ◆土地開発公社経理基準要綱第25条に定める土地造成事業に係る土地等の時価評価を行っていない場合、同条の時価評価を行ったものとして所要の組み替えを行う。</p> <p>◆地方公共団体が土地開発公社から土地を割賦払いにより買い戻す場合は、契約上の所有権に従って普通会計もしくは土地開発公社において有形固定資産を計上し、重複・脱漏がないよう留意する。 また、土地開発公社に計上される未収金については、当該未収部分が土地開発公社の所有権として留保されている場合は有形固定資産に振り替える。</p>	<p>解説・留意点等</p> <p>◆土地開発公社経理基準要綱第25条 第25条 特定土地、土地造成事業に係る土地又は代替地(略)については、その時価が取得原価より著しく下落したときは、近い将来明らかに回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。 2 前項において、時価が取得原価に比べておおむね50%以上下落している場合には、著しく下落しているものとする。 3 前2項の時価は、売却時価を基礎とした正味実現可能価額とし、次に掲げるところにより算定した価額とする。 (1) 現に販売の用に供することができる土地については、その販売見込額から販売経費等見込額を控除した価額 (2) 未だ販売の用に供することができない土地については、その完成後販売見込額から造成及び建設工事原価の今後発生見込額並びに販売経費等見込額を控除した価額 4 第1項の規定により、時価をもって貸借対照表価額とした場合は、その旨及び当該評価換えを行った年月日、当該評価換え前の帳簿価額並びに評価損に関する会計処理の方法を貸借対照表に注記しなければならない。</p>

## 2 個別の会計・団体別作成要領

### (6) 第三セクター等

項目	作成要領	解説・留意点等
連結の範囲	<p><b>&lt;基本&gt;</b>            次の法人を連結対象とする。            ①出資比率50%以上出資の法人            ②出資比率25%以上50%未満の法人で、役員の派遣、財政支援等の実態から、当該法人の業務運営に実質的主導的な立場を確保している場合には連結対象とする。(Q&amp;A 問80参照)            ③地方公共団体と連結対象法人とが合わせて50%以上出資している法人            ④地方公共団体と連結対象法人とが合わせて25%以上50%未満の出資比率の法人で、役員の派遣、財政支援等の実態から、当該法人の業務運営に実質的主導的な立場を確保している場合には連結対象とする。</p> <p><b>&lt;その他注意事項&gt;</b>            ◆これら判断の基礎となる出資金・出えん金等は、普通会計もしくは第三セクター等の貸借対照表において投資及び出資金として計上されていなければならない。            ◆社会福祉協議会などの社会福祉法人や社団法人等も含まれるので留意する。</p>	<p>◆ほとんどの団体は、左の①及び②が対象(③、④はレアケースと思われる。)</p> <p>◆地方公共団体財政健全化法では、出資比率に関わらず第三セクター等の債務に損失補償を付している場合は、債務の一定割合を将来負担額に算入している。このため、公会計においても将来負担額に算入した出資比率25%以上50%未満の法人は基本的に連結対象とすることで検討し、連結対象としない場合はその理由を注記する。</p>
連結の方法	<p><b>&lt;基本&gt;</b>            公益法人会計基準、会計計算規則等により貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書、損益計算書、株主資本等増減計算書等が作成されているため、それらに基づいて連結財務書類における貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の勘定科目へ組み替え</p> <p><b>&lt;その他注意事項&gt;</b>            ◆売却可能資産の区分計上、投資及び出資金の時価評価など各法人が従うべき基準において求められていない会計処理については、普通会計に準じてこれらの評価・計上を行う。            ◆圧縮記帳を行っている場合には、固定資産の減価償却開始時点から固定資産全額を償却対象として減価償却計算を行ったものとして修正を行う。国県支出金を財源としている場合には、取得時にその額を公共資産等整備国県補助金等に計上したのものと修正を行う。</p>	<p>◆第三セクター等の決算日が3月末と異なる場合の取扱い            ・原則は、連結決算日である3月末日に正規の決算に準じる合理的な手続きによる決算を行う。            ・決算日の差異が3ヶ月を超えない場合は、第三セクター等の正規の決算日を基礎として、連結財務書類を作成(決算日が異なることから生じる事象については必要な調整を行う。)</p> <p>◆第三セクター等が資金収支計算書を作成していない場合の取扱い            当該法人の決算書等を収集のうえ、「第5章 様式・資料 I. 各財務書類雛形 6. 連結財務書類4表作成のための科目対応表(6-1～6-4)」を活用し、組替を行う。</p>

## 2 個別の会計・団体別作成要領

### (6) 第三セクター等

項目	作成要領	解説・留意点等
連結の方法	<p>◆会社法法人における資金収支計算書については、貸借対照表及び損益計算書に基づき、連結財務書類における各法人の資金収支計算書を作成する。</p> <p>◆収入については、有価証券や固定資産の取得、資金の貸付等の財源として収入したことが明らかなものを除き、原則として経常的収支の部に計上する。</p> <p>◆資金収支計算書における資金の範囲は、流動資産に計上される現金及び預金とする。</p>	

### ●地方公共団体健全化法との関連

地方公共団体の財政の健全化に関する法律と新地方公会計制度の関連については、Q&Aの各項目(問8～問9-14)を参照のこと。

### (7) 共同設立の地方独立行政法人・地方三公社

項目	作成要領	解説・留意点等
連結の範囲	<p><b>&lt;基本&gt;</b> 複数の地方公共団体が共同して設立する地方独立行政法人・地方三公社については、出資割合や財政支出等の状況等から、業務運営に主導的な立場を確保している地方公共団体の連結対象とし、その他の地方公共団体においては連結対象としない。</p> <p><b>&lt;判断がつかない場合&gt;</b> 設立主体である各地方公共団体が、出資比率に応じて比例連結を行う。</p>	<p>◆関係市町の間で連絡を密にすること。</p>
連結の方法	(3)、(4)を参照のこと	<p>◆出資割合で按分して比例連結を行うと実態を反映しない場合があるため、財政健全化法施行規則第12条第2号に定める「設立団体間で協議の上定めた割合」を按分比率とすることができる。</p>